

石川県公報

平成28年8月12日

第12926号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

| 告 示 | | 公 告 | |
|--|---|-------------------------------------|---|
| ○一般競争入札の落札者等 (管財課) | 1 | ○医療扶助のための施術を担当させる者の指定 (同) | 2 |
| ○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課) | 2 | ○医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 (同) | 3 |
| ○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同) | 2 | 公 告 | |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同) | 2 | ○政府調達に関する協定に係る企画提案書の募集公告 (行政経営課) | 3 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同) | 2 | ○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課) | 4 |
| | | ○公共測量実施公告 (監理課) | 4 |
| | | 公安委員会 | |
| | | ○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 | 5 |

告 示

石川県告示第390号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成28年8月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
パーソナルコンピュータ 983台 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成28年7月7日
- 落札者の名称及び所在地
北菱電興株式会社
金沢市古府三丁目12番地
- 落札金額
57,132,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成28年5月24日
- 特記事項

1の物品等の調達については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年石川県条例第6号)第3条の規定により、石川県議会の議決を得たときに本契約としての効力が生ずる仮契約を締結した。

石川県告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年8月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|------------|--------------|-----------|
| 荒井皮膚科クリニック | 七尾市神明町口部13番地 | 平成28年6月1日 |
| 角田医院 | かほく市高松ナ15番地1 | 〃 |

石川県告示第392号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年8月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|------------|--------------|-----------|
| 荒井皮膚科クリニック | 七尾市神明町口部13番地 | 平成28年6月1日 |
| 角田医院 | かほく市高松ナ15番地1 | 〃 |

石川県告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成28年8月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|---------|-----------------------------|------------|
| 荒井皮膚科医院 | 七尾市神明町ト部34番地の1 七尾ステーションビル1階 | 平成28年5月31日 |
| 角田医院 | かほく市高松ナ15の1 | 〃 |
| 山本歯科医院 | 小松市藁輪町口96の1 | 平成28年6月9日 |

石川県告示第394号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成28年8月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|---------|-----------------------------|------------|
| 荒井皮膚科医院 | 七尾市神明町ト部34番地の1 七尾ステーションビル1階 | 平成28年5月31日 |
| 角田医院 | かほく市高松ナ15の1 | 〃 |
| 山本歯科医院 | 小松市藁輪町口96の1 | 平成28年6月9日 |

石川県告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成28年8月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 氏 名 | 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|---------|------------|-----------------|------------|
| 宮 嶋 寛 和 | 宮嶋治療院 ほぐし庵 | 河北郡内灘町鶴ヶ丘1丁目306 | 平成28年7月27日 |

石川県告示第396号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成28年8月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 氏 名 | 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|---------|------------|-----------------|------------|
| 宮 嶋 寛 和 | 宮嶋治療院 ほぐし庵 | 河北郡内灘町鶴ヶ丘1丁目306 | 平成28年7月27日 |

公 告

政府調達に関する協定に係る企画提案書の募集公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける企画提案書の募集を実施する。

平成28年8月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達の概要

(1) 調達件名及び数量

石川県情報セキュリティクラウド構築及び運用 一式

(2) 調達内容

「石川県情報セキュリティクラウド構築及び運用に係る企画提案仕様書」による。

(3) 納入期限

平成29年3月31日

(4) 納入場所

「石川県情報セキュリティクラウド構築及び運用に係る企画提案仕様書」による。

2 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成28年石川県告示第182号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 企画提案募集要領等の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部行政経営課情報システム室ネットワーク管理グループ

電話 076-225-1322

(2) 交付方法

(1)の交付場所において交付する。

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所及び問合せ先

3(1)の交付場所及び問合せ先と同じ。

(2) 参加表明の期限等

- ア 表明期限 平成28年9月2日(金)午後5時
 イ 表明方法 企画提案募集要領に示す方法による。

(3) 企画提案書の提出期限等

- ア 提出期限 平成28年9月21日(水)午後5時
 イ 提出方法 持参

5 企画提案書の採否及び契約

- (1) 4(3)アの提出期限までに提出のあった企画提案書について、後日審査会においてヒアリングを実施する。
 (2) 企画提案書の採否について、(1)の審査会実施後2週間以内に応募者に対し文書で通知し、採用された企画提案書を提出した者と契約条件を協議の上、契約を締結する。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 (2) 契約書作成の要否
 要
 (3) 5(1)の審査会への出席並びに提出書類等の作成及び提出に要する費用は、すべて応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。
 (4) 詳細は、「石川県情報セキュリティクラウド構築及び運用に係る企画提案仕様書」による。

7 Summary

- (1) Item and quantity of service requested
 System construction and operation and maintenance of Ishikawa Prefecture's Information Security Cloud Systems.
 (2) Fulfilment end date
 March 31, 2017
 (3) Delivery place
 To be specified later
 (4) Deadline for proposal submission
 17:00 p.m. September 21, 2016
 (5) Contact details
 Information Systems Office, Administrative Management Division, General Affairs Department,
 Ishikawa Prefectural Government 1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan
 TEL +81-76-225-1322

土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成28年8月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

宝達志水町土地改良区

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 | 退任年月日 |
|-----|---------|-----------------|-----------|
| 理 事 | 金 子 淳 人 | 羽咋郡宝達志水町上田キ94番地 | 平成28年5月7日 |

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、羽咋市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年8月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 作 業 種 類 | 作 業 期 間 | 作 業 地 域 |
|------------------------|----------------------------|---------|
| 公 共 測 量 (修 正 図 化) | 平成28年7月20日から 同年10月31日まで | 羽咋市全域 |

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第101号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成28年8月12日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第11（最高速度の指定）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|-----|----|--|----------------|----------------|----|--------------|
| 236 | 市道 | ゾーン30 (1) 金沢市西泉1丁目4番地先 (2) 金沢市西泉2丁目167番1先 (3) 金沢市西泉2丁目174番地先 (4) 金沢市西泉1丁目11番地1先 (5) 金沢市西泉1丁目14番地先 (1)から(5)までの場所を結ぶ線に囲まれた区域内の道路 | 約4,600 メートル | 毎時30キロ メートル | 終日 | 車両（けん引③を除く。） |
|-----|----|--|----------------|----------------|----|--------------|

別表第11（最高速度の指定）津幡警察署管内の表7及び23の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|----|------------|---|----------------|----------------|----|------------------------|
| 7 | 主要地方道高松津幡線 | 河北郡津幡町字御門へ76番地先から 河北郡津幡町字加茂は6番地1先まで | 約870 メートル | 毎時30キロ メートル | 終日 | 車両（けん引③を除く。） |
| 23 | 主要地方道高松津幡線 | 河北郡津幡町字加茂は93番地先から 河北郡津幡町字清水チ376番地先まで | 約1,090 メートル | 毎時40キロ メートル | 終日 | 車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。） |

別表第11（最高速度の指定）珠洲警察署管内の表5及び30の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|----|---------------|---|----------------|----------------|----|-------------------------|
| 5 | 国道249号、県道飯田港線 | 珠洲市飯田町13部47番地先から 珠洲市若山町古蔵寅の部55番地3先まで | 約2,730 メートル | 毎時40キロ メートル | 終日 | 車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。） |
| 30 | 国道249号 | 珠洲市若山町古蔵寅の部55番地3先から 珠洲市若山町字都山1部68番地先まで | 約2,240 メートル | 毎時50キロ メートル | 終日 | 車両（原動機付自転車及びけん引①②③を除く。） |

別表第18（駐車禁止）金沢中警察署管内の表612の項を次のように改める。

| | | | | | |
|-----|-----------------|------------------------------------|--------------|----|----|
| 612 | 市道富樫15号窪2丁目線14号 | 金沢市窪2丁目153番地先から 金沢市窪2丁目491番地先まで | 約240 メートル | 終日 | 車両 |
|-----|-----------------|------------------------------------|--------------|----|----|

別表第18（駐車禁止）金沢西警察署管内の表172の項を次のように改める。

| | | | | | |
|-----|-------------|---------------------------------------|--------------|----|----|
| 172 | 市道新神田1丁目線3号 | 金沢市新神田2丁目1番1号先から 金沢市新神田1丁目9番16号先まで | 約470 メートル | 終日 | 車両 |
|-----|-------------|---------------------------------------|--------------|----|----|

別表第11(最高速度の指定)金沢中警察署管内の表99から103まで及び109の項を次のように改める。

| | | |
|-----|---|---|
| 99 | 削 | 除 |
| 100 | 削 | 除 |
| 101 | 削 | 除 |
| 102 | 削 | 除 |
| 103 | 削 | 除 |
| 109 | 削 | 除 |

別表第18の2(駐車可の指定)白山警察署管内の表3の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 3 | 削 | 除 |
|---|---|---|